



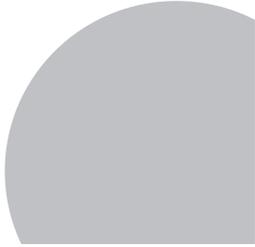
# 八千代町地域防災計画



概要版



平成 30 年 3 月  
八千代 町



## 「自助・共助・公助で防災に取り組みましょう!!」

このたび、関東・東北豪雨の教訓を踏まえ、八千代町防災会議の委員の皆さまをはじめ、関係機関のご意見等をいただきまして、八千代町地域防災計画を大幅に見直しいたしました。関係各位の皆さまに厚くお礼申し上げます。近年、集中的な豪雨による浸水や洪水などの危険性が益々高まっており、風水害に対する対応の強化も重要な課題であります。

また、東日本大震災から、7年が経過し、被災地の一日も早い復興が望まれるなか、東海地震や首都圏直下型地震の発生が心配されるなど、防災への備えは、ますます重要となっています。

今後、町といたしましては、この計画に基づき、地域住民の生命、身体、財産を守るため、より一層、防災体制の強化を図ってまいります。

町民の皆さまにおかれましては、常日頃から防災に対する意識を高めていただきまして、いつ起こるか分からない災害への備えや、地域コミュニティの活性化に対しまして、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

八千代町長 大久保 司



### 目次

<b>I 地域防災計画とは</b>	-- 2
1 計画の目的	2
2 計画の基本方針	2
3 計画の構成と主な内容	3
<b>II 八千代町の災害・防災環境について</b>	-- 4
1 東日本大震災での被害	4
2 関東・東北豪雨での被害	4
3 八千代町を守る防災関係機関	5
<b>III 災害に備える体制</b>	-- 6
1 八千代町の防災体制の整備と情報通信ネットワークの整備	6
2 いざというときに備える体制	7
<b>IV 災害が発生したときの対応</b>	-- 11
1 災害対策本部	11
2 情報連絡体制	13
3 避難者への支援	13
<b>V 災害復旧・復興</b>	-- 14
1 災害復旧	14
2 災害復興	14

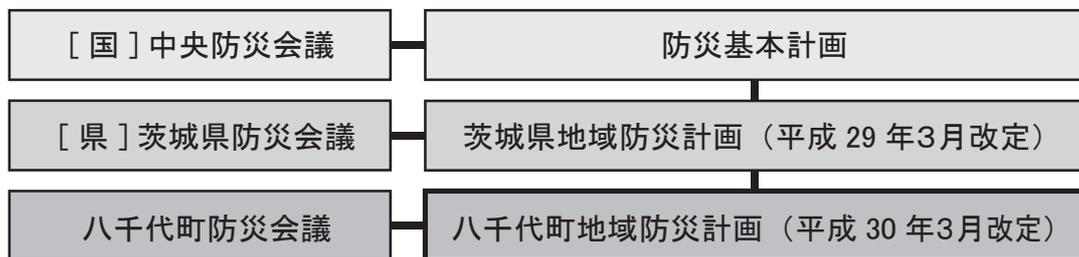
# I 地域防災計画とは

## 1 計画の目的

八千代町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づいて、八千代町防災会議が策定するものです。

関東・東北豪雨の教訓を踏まえ、国や県における防災計画と連携を取りながら、見直しを行いました。

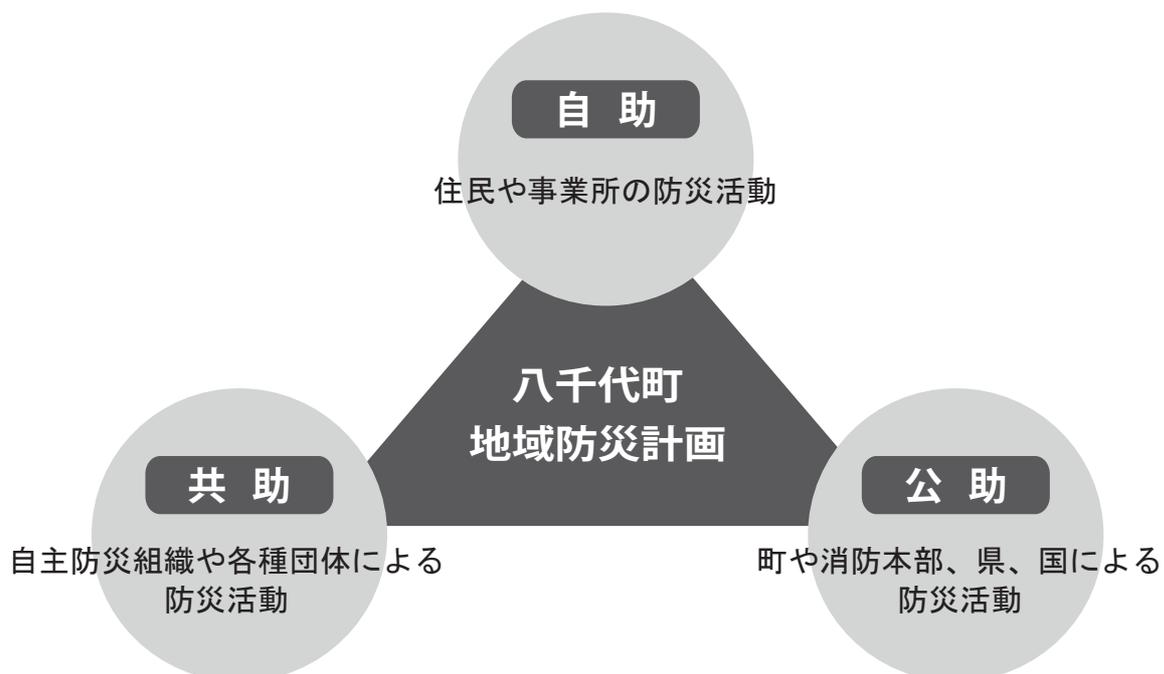
計画は、八千代町役場をはじめとして、住民、事業所、民間団体、関係機関が日頃から防災活動に取り組み、災害時にそれぞれの果たす役割を示しています。



## 2 計画の基本方針

八千代町地域防災計画は、防災に関して、町や防災関係機関が行う事務や業務をまとめた総合的かつ基本的な計画です。

また、災害による危険への対応の原則は「自分の命は自分で守る」という自助の精神が重要であることから、本計画は住民や自主防災組織、企業等の「自助・共助・公助」の行動指針ともなるものです。



### 3 計画の構成と主な内容

#### 第1編 総論

計画全体の目的や基本方針、防災関係機関の役割をとりまとめています。

#### 第2編 地震災害対策計画編

章	主な内容
第1章 総則	計画の目的や基本方針を示しています。
第2章 地震災害予防計画	震災による被害を未然に防ぐとともに、被害を最小限にとどめるための対策を示しています。
第3章 地震災害応急対策計画	震災が発生した場合の初動対応や被害軽減のための防災体制と、被災者への対策を示しています。
第4章 震災復旧・復興計画	災害からいち早く復旧・復興するため、被災者の生活支援や復旧事業に対する財政的な支援制度などを整理しています。
付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画	東海地震の警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じるための計画です。

#### 第3編 風水害対策計画編

章	主な内容
第1章 総則	計画の目的や基本方針を示しています。
第2章 災害予防計画	風水害等に対して災害を未然に防ぐとともに、災害による被害を最小限にとどめるための対策を示しています。
第3章 災害応急対策計画	風水害等が発生した場合の初動対応や被害軽減のための防災体制と、被災者への対策を示しています。
第4章 震災復旧・復興計画	災害からいち早く復旧・復興するため、被災者の生活支援や復旧事業に対する財政的な支援制度などを整理しています。

#### 第4編 大規模災害対策計画編

章	主な内容
第1章 航空災害対策計画	航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合にとるべき対策についてまとめています。
第2章 道路災害対策計画	道路輸送途上での危険物の大量流出事故や道路構造物の被災による大規模事故の場合にとるべき対策についてまとめています。
第3章 大規模な火事災害対策計画	大規模な火事災害が発生した場合にとるべき対策についてまとめています。
第4章 危険物等災害対策計画	危険物等の漏えい・流出、飛散、火災爆発による災害が発生した場合等にとるべき対策についてまとめています。

#### 資料編

災害対策に関する条例や基準、様式などをとりまとめています。

## Ⅱ 八千代町の災害・防災環境について

### 1 東日本大震災での被害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、町では震度 5 強を記録し、以下のような被害が発生しました。

【八千代町被害一覧】

被害項目	被害状況	
住家	一部損壊（屋根等）4,288 件	一部損壊（塀）657 件
道路	亀裂、陥没等 8ヶ所	通行止め 5ヶ所
公共施設	上水道本管漏水 1ヶ所 小学校 2ヶ所（フェンス倒壊、玄関ボード落下）	下水道マンホール損壊 2ヶ所 中学校 1ヶ所（天井ボード落下等）
その他	田畑の液状化 3ヶ所 停電（一部）3月 11 日～3月 13 日	パイプラインの漏水 1ヶ所 一時断水（給水制限）3月 11 日～3月 19 日

### 2 関東・東北豪雨での被害

町の東側には鬼怒川が流れており、氾濫すると大きな災害になることが予想されます。

平成 27 年 9 月 10 日～ 11 日にかけて発生した関東・東北豪雨において、町では以下のような被害が発生しました。

- ・人的被害なし
- ・住家被害床上浸水 2 件、床下浸水 9 件
- ・避難者 541 名（最大）

近年では、大型台風や線状降水帯による集中豪雨の発生、ゲリラ豪雨等による浸水や道路の冠水などが多発しています。

また、近隣においては、竜巻による被害も発生しました。

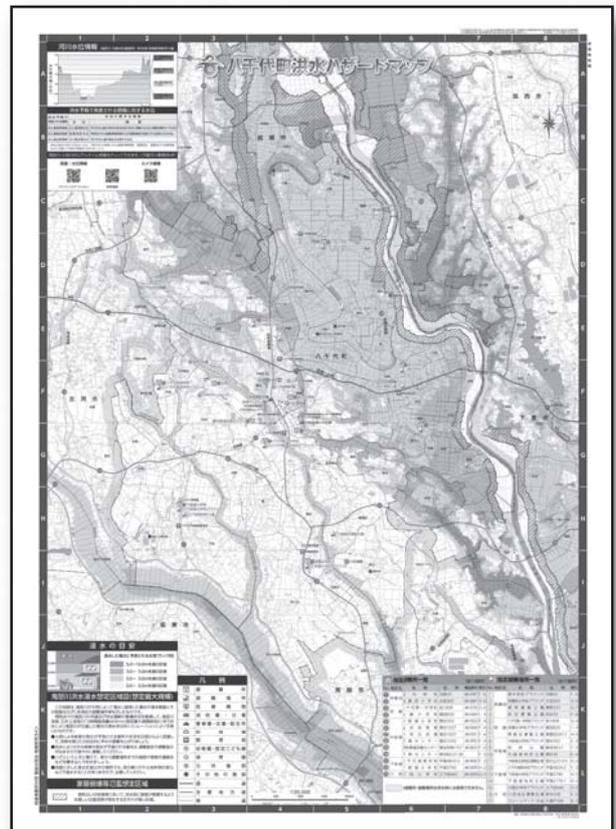
#### ■ハザードマップ

町では、浸水想定区域や避難所などを表示した洪水ハザードマップを作成しています。

また、地震防災マップも作成しています。



ハザードマップを参考に避難所や避難経路などを確認しておきましょう。



### 3 八千代町を守る防災関係機関

町では役場のほかに、住民の皆さんの生活を守る防災関係機関があります。

#### ①茨城西南地方広域市町村圏事務組合 消防本部 下妻消防署 八千代分署

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| ●職員配置       | 19名                                |
| ●主な装備       | 消防車（水槽付ポンプ車）1台<br>救急車 1台<br>広報車 1台 |
| ●平成29年の活動実績 |                                    |
| ○火災出動       | 20件                                |
| ○救急出動       | 917件                               |



#### ②八千代町消防団

- |             |  |
|-------------|--|
| ●団構成        | 本部、1～7分団<br>192名（内女性10名）   |
| ●主な装備       | 消防車（水槽付ポンプ車）1台<br>消防車 6台<br>指令車 1台<br>防災活動車 1台                         |
| ●平成29年の活動実績 |  |
| ○火災出動       | 28件  |
| ○年間行事       | 1月 消防出初式<br>3月 辞令交付式<br>7月 鬼怒小貝水防訓練<br>10月 操法県西地区大会<br>3月・11月 全国火災予防運動 |



#### ■消防団

○消防団は、町の非常備の消防機関です。その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、消防・防災活動を行っています。

○消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」といった3つの特性を活かしながら、初期消火や残火処理等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防ぎよ等を行うこととなっています。

○消防団は、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしています。

### Ⅲ

## 災害に備える体制

### 1 八千代町の防災体制の整備と情報通信ネットワークの整備

- 本町職員の防災に対する研修を実施するとともに、初動活動や応急対策に関する活動要領（マニュアル）の作成や訓練を実施します。
- 自主防災組織について、活動環境の整備を積極的に行っていきます。
- 相互応援協定の締結等により、広域的な連携を強化します。
- 町防災行政無線の管理運用と、県防災情報システムの活用等、情報通信ネットワークの整備を進めます。

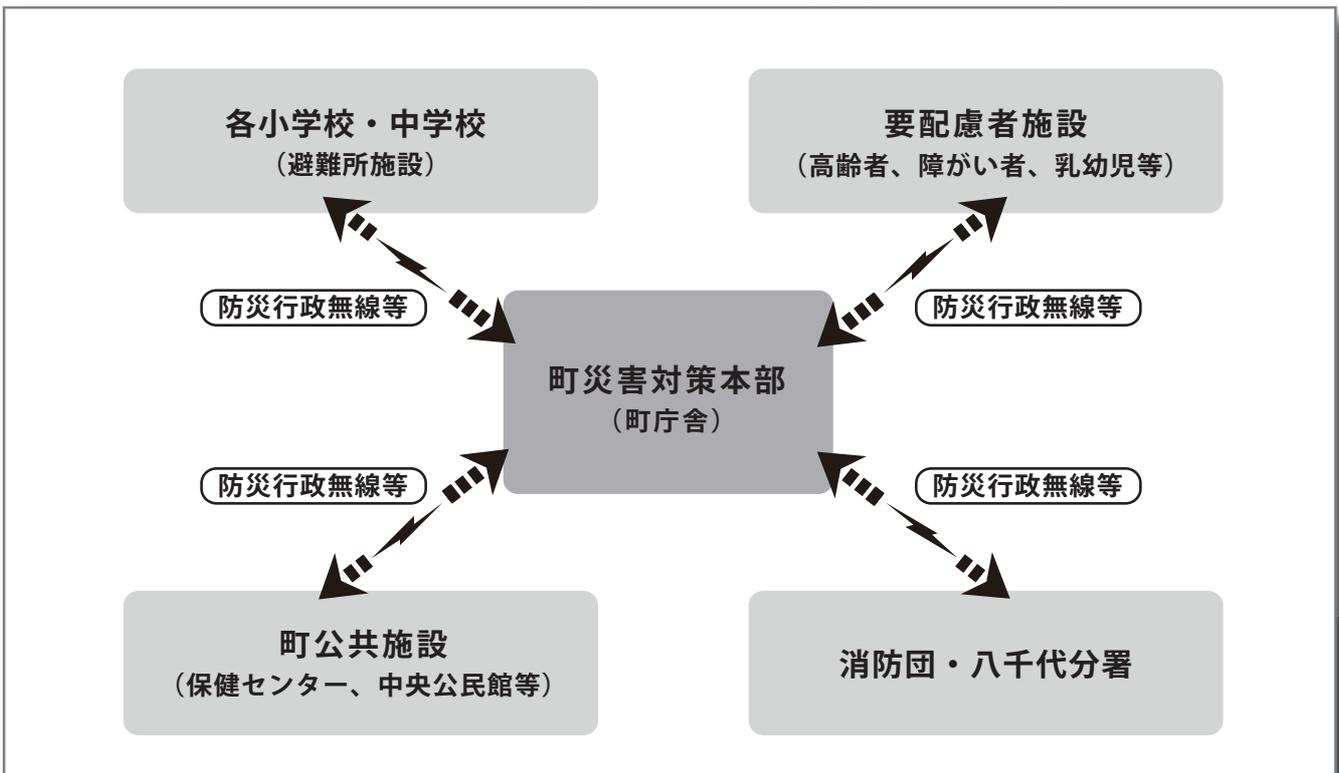
#### 自主防災組織の整備

- 自主防災組織には、避難行動要支援者（高齢者や障がい者など）の安否確認や避難支援に大きな期待が寄せられています。
- 町では、自主防災組織の結成・強化を進めていきます。

地域で、自主防災組織が結成されていなければ、ぜひ、皆さんで結成に向けた取組をお願いします。

#### 情報通信ネットワークの整備

- 東日本大震災のときは、固定電話や携帯電話が混乱しました。その教訓から町の防災行政無線を常に点検強化し、いざという時に、避難所や要配慮者施設などと確実に連絡がとれる体制を整備していきます。



## 2 いざというときに備える体制

### (1) 指定避難所・福祉避難所・指定緊急避難場所の整備

- 安全性や利便性等を考慮して指定避難所等を指定するとともに、指定避難所の耐震化を進めていきます。
- 効率的な運営を行うための指定避難所運営マニュアルを作成します。

#### 指定避難所

学校や公民館など災害時に自宅等での生活が困難な方を収容、保護する施設

#### 福祉避難所

身体等の状況により、指定避難所での生活が難しい方のために開設する避難所

#### 指定緊急避難場所

学校の校庭、公園、広場など災害時に自宅等が危険な場合に、一時的に避難する場所

### 避難所・避難場所の指定

#### 【指定避難所・指定緊急避難場所一覧】

地区	名称	所在	受入人数	備考
西豊田	東中学校	沼森 50	1,063 人	耐震
	西豊田小学校	太田 365	741 人	耐震
安 静	八千代第一中学校	若 1808	1,458 人	耐震
	安静小学校	落田 820	725 人	耐震
中結城	中結城小学校	菅谷 351	892 人	耐震
	総合体育館	菅谷 1027	873 人	—
	中央公民館	菅谷 1027	541 人	—
	農村環境改善センター	菅谷 898-157	226 人	耐震
	体育センター	菅谷 882-37	969 人	耐震
下結城	八千代高等学校	平塚 4842-2	2,350 人	耐震
	下結城小学校	平塚 3740	740 人	耐震
川 西	川西小学校	久下田 440	626 人	耐震
計	12 施設		11,204 人	

#### 【福祉避難所一覧】

地区	名称	所在	備考
安 静	特別養護老人ホーム 錦 荘	栗山 229-1	平成 30 年 1 月 23 日締結
中結城	特別養護老人ホーム 玉 樹	菅谷 1021-1	平成 30 年 1 月 23 日締結
下結城	あじさい学園寮	平塚 4799-1	平成 30 年 1 月 23 日締結
	あじさい学園八千代	平塚 4753	平成 30 年 1 月 23 日締結
川 西	介護老人保健施設 葵の園・八千代	新井 115-1	平成 30 年 1 月 23 日締結
計	5 施設		

※福祉避難所は、災害発生後直ちには開設されません。指定避難所、指定緊急避難場所に避難してください。

【指定緊急避難場所一覧】

地区	名称	所在	屋外面積	受入人数	備考
西豊田	東中学校グラウンド	沼森 50	26,885 m <sup>2</sup>	13,442 人	—
	西豊田小学校グラウンド	太田 365	13,126 m <sup>2</sup>	6,563 人	—
	栗野運動公園	栗野 333	10,260 m <sup>2</sup>	5,130 人	防災ヘリ緊急離着陸場
	貝谷運動公園	貝谷 33	11,217 m <sup>2</sup>	5,608 人	防災ヘリ緊急離着陸場
安 静	八千代第一中学校グラウンド	若 1808	39,167 m <sup>2</sup>	19,583 人	防災ヘリ緊急離着陸場
	安静小学校グラウンド	蒔田 820	10,100 m <sup>2</sup>	5,050 人	—
	東蒔田運動公園	東蒔田 241-1	15,413 m <sup>2</sup>	7,706 人	防災ヘリ緊急離着陸場
中結城	中結城小学校グラウンド	菅谷 351	15,533 m <sup>2</sup>	7,766 人	—
	町民公園	菅谷 883-1	81,413 m <sup>2</sup>	40,706 人	防災ヘリ緊急離着陸場
	中結城地区公園	菅谷 35	43,945 m <sup>2</sup>	21,972 人	防災ヘリ緊急離着陸場
	中結城北部地区運動広場	西大山 313-2	3,350 m <sup>2</sup>	1,675 人	—
下結城	八千代高等学校グラウンド	平塚 4824-2	39,214 m <sup>2</sup>	19,607 人	—
	下結城小学校グラウンド	平塚 3740	10,344 m <sup>2</sup>	5,172 人	—
	下結城地区公園	平塚 2175-1	10,273 m <sup>2</sup>	5,136 人	—
川 西	川西小学校グラウンド	久下田 440	14,955 m <sup>2</sup>	7,477 人	—
	川西地区運動広場	新井 428	10,000 m <sup>2</sup>	5,000 人	—
	クリーンパーク・きぬ	大渡戸 390	14,945 m <sup>2</sup>	7,472 人	—
計	17 施設		370,140 m <sup>2</sup>	185,065 人	—

自宅や職場の近くの避難所、避難場所を確認しておきましょう。

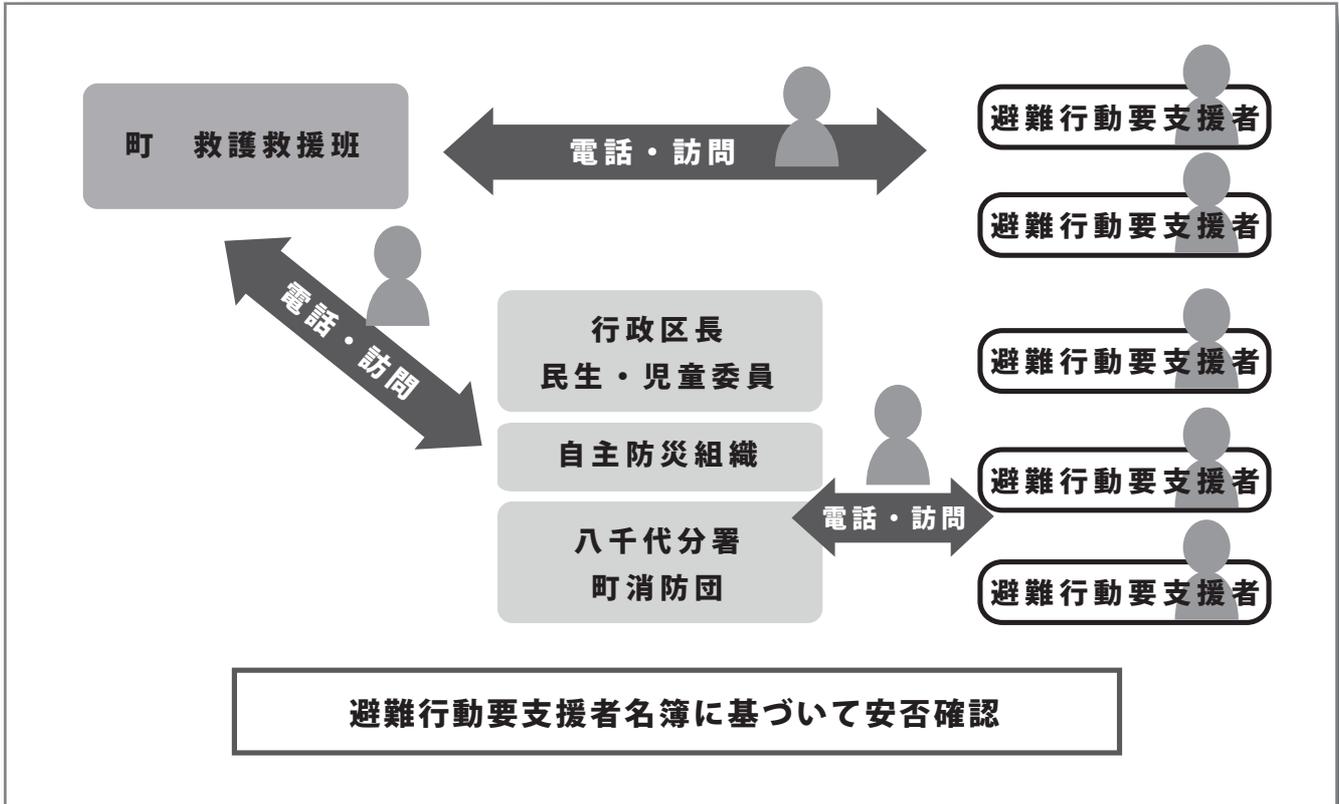
家族でどこへ避難するのか話し合っておきましょう。



### (2) 避難行動要支援者への対応強化

近年の災害では、避難行動要支援者の被害が多くなっています。日頃からの見守りや災害時の支援について強化を図ります。

【避難行動要支援者の安否確認の流れ】



### (3) 災害対策備品の備蓄

- 災害時の停電や避難生活の支援を行うための備蓄を進めます。
- 食料や生活必需品については、民間企業や関係機関との応援協定を結び、優先的に供給できる体制を整備します。

住民の皆さんにも、家庭で3日分（推奨1週間）程度の食料や飲料水、生活必需品の備蓄をお願いします。



#### (4) 自治体や民間企業との応援体制

大規模災害時には、町だけでは対応が困難になります。他の自治体や民間企業と協定を結ぶことによって、迅速な応急活動に取り組みます。

##### ■協定の締結状況（H30.3月現在）

区分	協定の内容等	締結先
自治体間	・ 水火災又は地震等の災害への消防相互応援	茨城県内の市町村、一部事務組合
	・ 物資や資機材の提供、人材の派遣等 ・ 被災者の一時収容のための施設の提供	茨城県内全市町村
	・ 物資や資機材の提供、人材の派遣等 ・ 児童及び生徒の受入れ、避難が必要な被災者の受入れ	八千代町・五霞町・境町
	・ 物資や資機材の提供、人材の派遣等 ・ 被災者の一時収容のための施設の提供	茨城県内12町村
	・ 物資や資機材の提供、人材の派遣等 ・ 原子力災害により、避難が必要となる地域から避難民を受入れるための施設の提供及びあっせん	古河市・結城市・下妻市・常総市・笠間市・筑西市・坂東市・桜川市・八千代町・五霞町・境町
民間企業	・ 緊急輸送に関し必要な車両及び機材等の出動 ・ 緊急輸送に関し必要な人材の派遣	社団法人 茨城県トラック協会 常総支部
	・ 調達可能な物資の優先供給	NPO 法人 コメリ災害対策センター
	・ 調達可能な物資の優先供給	株式会社 倉持薬局
	・ 段ボール製（段ボールシートと段ボールケース） ・ 段ボール製簡易ベッド	セッツカートン株式会社
	・ 調達可能な物資の優先供給	株式会社 カスミ
	・ 炊事用品、食器類や食料品等の物資の優先供給	いばらきコープ生活協同組合
	・ LPガス等その他町が必要とする物資の優先供給	茨城県高圧ガス保安協会常総支部
	・ 緊急人命救助のための障害物の除去作業 ・ 道路交通確保のための障害物の除去作業	大里産業 株式会社
	・ 緊急人命救助のための障害物の除去作業 ・ 道路交通確保のための障害物の除去作業	株式会社 磯建

#### (5) 燃料対策

震災後のガソリンなどの燃料不足は記憶に新しいものがあります。車両の燃料や非常用発電施設の燃料確保に努めることとします。

県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定します。

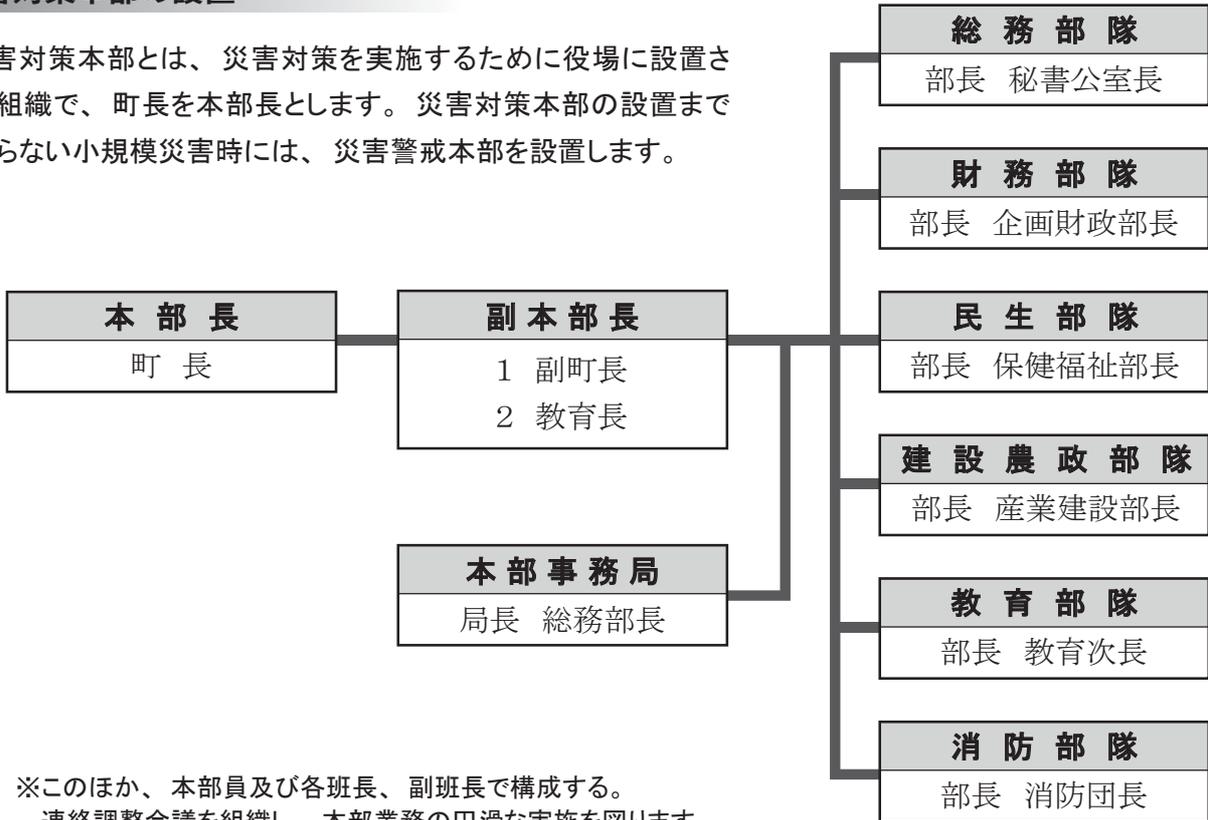
# IV 災害が発生したときの対応

## 1 災害対策本部

災害が発生したときには、町長を本部長とした災害対策本部を設置し、応急活動体制を確立します。

### 災害対策本部の設置

災害対策本部とは、災害対策を実施するために役場に設置される組織で、町長を本部長とします。災害対策本部の設置までに至らない小規模災害時には、災害警戒本部を設置します。



※このほか、本部員及び各班長、副班長で構成する。  
連絡調整会議を組織し、本部業務の円滑な実施を図ります。

### 各部隊の構成

部隊名	班名	構成	部隊名	班名	構成
総務部隊	総務班	総務課	建設農政部隊	土木対策班	都市建設課
		議会事務局		上下水道班	上下水道課
	広報記録班	秘書課		農業班	産業振興課
	調査班	税務課			農業委員会事務局
財務部隊	財務班	財務課		商工班	産業振興課 (商工観光係)
		会計課			教育部隊
		まちづくり推進課	社会教育班	生涯学習課	
民生部隊	救護救援班	福祉課・長寿支援課	消防部隊	消防班	八千代町消防団
		国保年金課・健康増進課			
		社会福祉協議会			
	住民対策班	戸籍住民課	本部事務局	消防交通課	
	環境対策班	環境対策課			
食料対策班	給食センター				

## 職員の動員

災害が発生したときは、役場に職員が動員されます。地震では、電話が不通になることが予想されるため、震度に応じた自動配備となっています。

### 【地震】

区分		基準	体制等
連絡体制	連絡配備	○町内で震度4を記録したとき【自動配備】 ○南海トラフ地震注意報が発表されたとき	消防交通課、都市建設課、上下水道課の職員をもって連絡調整が円滑に行える必要最小限の体制
警戒体制	警戒配備	○町内で震度5弱を記録したとき【自動配備】 ○南海トラフ地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき ○その他町長が必要と認めたとき	消防交通課（全員） そのほか、職員動員表のとおり（職員の3割以上を目標） 《災害警戒本部設置》
非常体制	第1配備	○町内で震度5強を記録したとき【自動配備】 ○町内複数個所に災害が発生したとき ○その他町長が必要と認めたとき	消防交通課、総務課、都市建設課、上下水道課（全員） そのほか、職員動員表のとおり（職員の5割以上を目標） 《災害対策本部設置》
	非常配備	○町内で震度6弱以上を記録したとき【自動配備】 ○町内全域にわたり大規模な災害が発生したとき ○その他町長が必要と認めたとき	全職員 《災害対策本部設置》

### 【風水害】

区分		基準	体制等
連絡体制	連絡配備	○気象警報（大雨、洪水）が発表されたとき ○台風の接近が予想されるとき	消防交通課、都市建設課の職員をもって連絡調整が円滑に行える必要最小限の体制
警戒体制	第1配備	○気象警報（大雨、洪水、暴風）が発表され、被害が発生した場合 ○その他町長が必要と認めたとき	消防交通課（全員） そのほか、職員動員表のとおり（職員の3割以上を目標） 《災害警戒本部設置》
	第2配備	○町内で局地的な災害が発生し、または発生が予想されるとき ○避難準備情報を発するとき ○その他町長が必要と認めたとき	消防交通課、総務課、都市建設課、上下水道課（全員） そのほか、職員動員表のとおり（職員の5割以上を目標） 《災害警戒本部設置》
非常体制	非常配備	○町内全域にわたり大規模な災害が発生し、または相当の被害が予想されるとき ○避難勧告・指示を発するとき ○その他町長が必要と認めたとき	全職員 《災害対策本部設置》

## 2 情報連絡体制

### (1) 通信手段の確保と災害情報の収集・伝達・報告

- 地震災害発生後における迅速な応急体制を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保します。
- 応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を、Lアラートを活用するなど、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集、伝達します。

### (2) 住民ニーズを的確にとらえる

- 災害時は平時とはまったく異なった社会環境になります。住民（被災者）ニーズは、時間を追ってどんどん変化していきます。
- 町行政や民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア等が連携して、住民（被災者）ニーズを的確に把握することに努めます。

## 3 避難者への支援

### (1) 指定避難所の開設

- 指定避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、指定避難所の開設と避難者の健康管理等を推進します。

### (2) 指定避難所の運営

- 職員及び自主防災組織、ボランティアを各指定避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて指定避難所の運営を行います。
- 避難が長期化した場合などの指定避難所の運営は、地域の自主防災組織等による運営が主体となります。

### (3) ボランティアの活用に向けて

- 災害復旧活動に、ボランティアの活躍は必要不可欠なものになっています。必要な場所に必要なボランティアが配置できるようにコーディネートに配慮します。

#### 【町の支援】

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ○ボランティア受入れ窓口の設置・運営 | ○ボランティア活動拠点の提供    |
| ○ボランティアコーディネートの配置  | ○ボランティア保険への加入促進など |

※ボランティアへの支援は、町社会福祉協議会と連携して行います。

### (4) 避難所運営で配慮すること

- 避難の長期化等をふまえ、必要に応じて、女性の参画の推進、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努めます。
- 被災者の健康状態（身体・精神）の把握や対応に努めます。
- 空家等、利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努めます。
- 必要に応じて、県、近隣市町に対しても協力を要請します。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため、警察官の配置についても考慮します。

## 1 災害復旧

### (1) 罹災証明書の発行

町は、被災者に対し、速やかに適切な生活安定のための措置が受けられるよう「罹災証明書」を発行します。

### (2) 義援金の募集及び配分

町は、災害時における被災者の自立的な生活再編を支援するため、被災者に対する義援金の募集及び配分等を行います。

全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災者へ配送するため、被災者が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分します。

### (3) 被災者への支援

#### ①災害弔慰金及び災害障害見舞金

町は災害により家族を失い、精神的または身体に著しい障がいを受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、「八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給します。

#### ②災害援護資金の貸付

町は「八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金を貸し付けます。

### (4) 被災者生活再建支援法の適用

町内の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、「被災者生活再建支援法」を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災者の速やかな復興に努めます。

## 2 災害復興

大規模な災害により著しい被害を受けたときは、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置して、関係機関との協議や住民等との合意形成を図りながら、災害復興計画を策定します。

八千代町地域防災計画概要版  
発行日／平成 30 年3月 編集／八千代町総務部消防交通課  
〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170  
電 話 0296-48-1111  
F A X 0296-48-0161

